

事務連絡
令和6年1月22日

各都道府県・指定都市教育委員会
義務教育費国庫負担金担当 御中

文部科学省初等中等教育局財務課 給与予算・総括係

令和6年度義務教育費国庫負担金の交付申請書の提出について（事前依頼）

平素より、義務教育費国庫負担金の適正な執行に御協力いただき、御礼申し上げます。

さて、令和6年度における当初交付決定事務に必要ですので、義務教育費国庫負担金の交付申請書について、別紙第1号様式又は第2号様式により作成の上、下記のとおり提出願います。

なお、この事前依頼は、各都道府県・指定都市の令和6年4月分の給与支給日までに交付決定を行うために、あらかじめ準備を進めておくものであり、後日、改めて正式な依頼を行うこととしております。

記

1. 提出方法 電子媒体（文書番号、日付及び公印のないもの）を下記アドレス宛て電子メールにて提出すること。
2. 提出期限 令和6年2月15日（木）17時【厳守】
3. 留意事項
 - 過大・過少な額を申請することのないよう、可能な限り適正に積算すること。
 - 別紙第1号様式及び第2号様式（「3 交付申請額の算出基礎」は除く）は一般会計分と復興特別会計分を分けて作成すること。
 - 算定総額については別添の「令和6年度義務教育費国庫負担金の算定総額の見込額算出に当たっての留意事項」を踏まえ積算すること。
 - この事前依頼に対する申請額を基に、正式な依頼に対する申請額を調整し、交付決定事務を進めることとするので留意すること。
 - 正式な依頼においては、別添「義務教育費国庫負担金に係る交付申請等手続」の「1. 交付申請書の提出」に基づき、添付資料を準備する必要があるので留意すること。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局財務課

給与予算・総括係

電話 03-6734-2353

電子メール zaimu@mext.go.jp

令和6年度義務教育費国庫負担金の算定総額の見込額算出に当たっての留意事項

事前申請における算定総額については、以下の点に御留意していただきますようお願いいたします。

なお、令和6年度予算が成立していない現在において、以下は全て本依頼時点における算定方法案であり、今後変更の可能性もあり得ますので予め御承知おきください。

○留意事項

(1) 最高限度額算定時の給料については、令和6年5月1日における一般教職員の実数見込み、別紙1「令和6年度省令単価(案)」及び別紙2「定年引上げに伴う義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しについて」に加え、以下の変更点を基に算定すること。

なお、最高限度額の算定方法の見直しを踏まえ、現員現給等調書については様式を変更しているが、当該調書との整合性を確認する際に用いている実数調については、記載要領に定年引上げ者も含めるよう追記する予定であるものの、本体様式の変更はないこと。

(令和6年度変更点)

①基礎給料月額算定の際のフルタイム暫定再任用者の取扱い

基礎給料月額を算定する際に用いる一般教職員の実数に含めるフルタイム暫定再任用者の数については、令和5年度算定では激変緩和措置の観点から総数の1/2の数としていたものの、令和6年度算定ではすべての数となるので留意すること。

②定年引上げを踏まえた基礎給料月額等の取扱い

令和5年4月の定年引上げに伴い、60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以降引き続き勤務する常勤教職員については、原則、給料月額が特定日以前の7割水準となる取扱い(※)となるので留意すること。

※ 義務教育費国庫負担金の最高限度額算定の考え方については、これまで「定年引上げに伴う義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しの方向性について」(令和4年3月30日付け事務連絡)や「令和6年度義務教育費国庫負担金の算定に係る給与担当者向け臨時説明会」(令和5年9月8日開催)等において御説明してきたところですが、別紙2の資料において、これまでの上記御説明内容や具体の算定方法のパターンの整理をしておりますので御一読ください。なお、上記①及び②等を踏まえた限度省令の改正は本年度中を予定しています。

また、一部の自治体において、「総括教諭」のように学校教育法には規定されていない職を設けている場合がある。この場合、当該職を国庫負担の対象とするためには、学校管理規則において当該職の職務内容が規定された上で、学校教育法で規定されている職との対応や、その他の関係法令との整合性が図られている必要があるので注意すること。

※自治体が独自に設けている職の例

総括教諭：「主幹教諭」に相当する職としている例

講師（養護担当）：臨時的任用の養護教諭に対する職としている例

栄養助教諭：臨時的任用の栄養教諭に対する職としている例

（令和5年11月15日付け事務連絡 会計検査院からの指摘事項参照）

（2）最高限度額算定時の諸手当については令和6年5月1日における一般教職員の実数見込み及び別紙3「限度政令第2条第1項第5号及び第2項第5号に規定する額の算定の方法等（案）」等を基に算定すること。なお、諸手当についても（1）と同様に定年引上げを踏まえた算定方法としているため留意すること。

（3）実支出見込額の算出に当たっては、以下の「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）のとおり、例えば、直近5年にわたり実支出額が最高限度額を大きく上回っているなど、令和6年度においても実支出額が最高限度額を上回ることが明らかな自治体においては、事務負担の軽減の観点から、実支出額の見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能であること。

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 抄

義務付け・枠付けの見直し

【文部科学省】

（8）義務教育費国庫負担法（昭27法303）

教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担（2条及び3条）に係る実支出見込額の算定事務については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、実支出額の見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に令和5年度中に通知する。

（4）一部自治体において、年度当初の見込み額とその後の変更交付決定額に大幅な乖離が見受けられることから、特に本年度に大幅な乖離が生じている自治体においては、その要因を具体的に検証するとともに、それを踏まえた積算方法の見直しを図るなど可能な限り適正な積算に努めること。